

記載例:2社JVの場合

別記第3号様式

決定した企業体の名称を記載する(今後入札～契約～支払 全てに使用します。)

建設・不動産業

特定建設工事共同企業体協定書

申請する一般競争入札の工事名称を記載

(目的)

第1条 当共同企業体は、千葉県発注に係る千葉県芸術ホール建築工事(当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。)を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、建設・不動産業 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

受任者(支店長や営業所長等)が「企業の結成について」委任を受けている場合は支店等の所在地を記載。

第3条 当企業体は、事務所を 千葉県千葉市中央区市場町1-1 に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

成立日は必ず一般競争入札第1条の一般競争入札参加確認申請日より前の日であること。

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

代表会社、構成員の順で記載。

本社

住所 千葉市中央区市場町1-1
商号又は名称 建設業株式会社

受任者(支店長や営業所長等)が「企業の結成について」委任を受けている場合であっても本社の住所・商号又は名称を記載。

本社

住所 千葉市中央区△町9-9
商号又は名称 株式会社不動産業

(代表者の名称)

出資の多い会社を代表会社として記載。
支店名等は記載しない。

第6条 当企業体は、建設業株式会社 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

公告に記載されている最低出資割合を下回らない、任意の割合。なお、出資割合は同率（50%ずつ）は認めない。

本社	商号又は名称	建設業株式会社	受任者（支店長や営業所長等）が「企業の結成について」委任を受けている場合であっても本社で記載。	60	%	本社
	商号又は名称	株式会社不動産業		40	%	
	支店名等は記載しない。					

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は 〇〇銀行 とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他に構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

代表会社以外の構成会社 (2社JV: 1、3社JV: 2)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設業株式会社 外 1 社は、上記のとおり 建設・不動産業 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 4 通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

代表会社名を記載。
支店名等は記載しない。

2社JV: 構成員(2部)+提出部数(建設・不動産業課(1部)+発注所属(1部))=4部
3社JV: 構成員(3部)+提出部数(建設・不動産業課(1部)+発注所属(1部))=5部

令和〇〇年〇〇月〇〇日

協定書作成日を記載

構 成 員 住 所 千葉市中央区市場町 1 - 1
(代 表 者) 商号又は名称 建設業株式会社
代表者氏名 建設 太郎



構 成 員 住 所 千葉市中央区△町 9 - 9
商号又は名称 株式会社不動産業
代表者氏名 不動 一郎



受任者が「企業体の結成について」委任を受けている場合は受任者名・署名又は印でも可。
この場合、商号名称は支店名(事務所等)まで記載すること。